

東京都や大阪府などの緊急事態宣言区域の感染拡大が止まらず、特に隣接する福岡県における感染者の急増は憂慮される。大分県においても予断を許さない厳しい状況が続いている。このような状況に鑑み、大分県は以下の対策を講じることとする。

※新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言区域」（4月14日現在）  
7都府県：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県

## 1 感染拡大防止の徹底について

### (1) 感染防止対策として県民に以下のことを要請

当面、5月6日までの間、

- ① 海外渡航並びに緊急事態宣言区域への不要不急の移動を自粛すること
- ② 海外から帰国・入国した方並びに緊急事態宣言区域から帰県・転入した方については、2週間不要不急の外出を自粛するとともに健康観察を行い、感染が疑われる場合には、最寄りの保健所に速やかに相談すること
- ③ 3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での密接な会話）が同時に重なる場所を避けること  
特に、3つの条件がより濃密な形で重なる繁華街の接客を伴う飲食店等への出入りを避けるとともに、その可能性が高い人混みへの不要不急の外出やイベントなどへの参加についても自粛すること

なお、従来からお願いしているように、

- ④ 発熱や風邪症状などがある方は、無理をせずに仕事や学校を休み、外出を控えること
- ⑤ 効果的な予防策である入念な手洗いや咳エチケット等を徹底すること

### (2) 大規模イベント等の取扱いについて

全国的かつ大規模なイベント等や、3つの条件が同時に重なる多人数の集まりについては引き続き当分の間、自粛を要請する。

ただし、主催者がどうしても開催する必要があると判断する場合には、感染防止対策を十分に講じた上で、慎重に行うよう求める。

## 2 学校の対応について

### (1) 県立高校・中学校については、引き続き国のガイドラインに基づいて、感染リスクを下げる対策を講じた上で教育活動を行う。

なお、大分・別府・中津などを中心に、県立高校で実施している時差通学について、JR列車内や駅構内での通学時間帯の混雑を緩和するため、生徒の利用する便を分散させるとともに、大型バスによる輸送を行う。

また、教育活動の実施に当たっては、3つの条件が同時に重なることを避けるために、登下校時を含むマスク着用の徹底、手指消毒、毎日の検温・こまめな換気に加え、体育授業時の更衣室の一斉利用を避けるなど、引き続き万全の感染防止対策を講じる。

### (2) 県立特別支援学校については、個々の児童生徒の障がいの状況に十分配慮しながら、今月中に再開する。ただし、別府支援学校石垣原校については、引き続き関係する医療機関と十分協議を行った上で再開時期を決定する。

- (3) 学校における感染防止対策の徹底を期しているところであるが、校内はもとより、通学時のマスク着用など、校外での指導をさらに強化するとともに、その実施状況を把握する。
- (4) 児童生徒又は教職員の感染が判明した場合、国のガイドラインに沿って、当該児童生徒等の出席停止措置を取る。また、必要に応じて、学校の一部又は全部の臨時休業措置を取る。
- (5) 市町村立の小中学校・義務教育学校及び私立学校についても、上記の対応を踏まえ、地域の実情に応じて適切に対応するよう要請する。

### 3 県立社会教育施設等について

- (1) 社会教育施設等については、引き続き不特定多数が密集する場所など一部の利用を制限しながら、感染防止のための万全の措置を取り運営する。
- (2) 県立社会教育施設等における下記に該当する貸館行事について、引き続き、主催者に自粛を要請する。
  - ① 全国的かつ大規模であるもの
  - ② 3つの条件が同時に重なるもの

### 4 経済対策（補正予算等）について

- (1) 3月27日に成立した令和元年度3月補正予算を早期に執行する。
- (2) 国の第2弾の緊急対応策を踏まえ、事業者や個人向けの金融対策、雇用調整助成金や県が創設した制度資金などの施策についての情報発信に加え、相談窓口での適切な支援メニューの紹介に引き続き注力する。
- (3) 県民への自粛要請により影響を受ける事業者への相談窓口（コールセンター）を新たに設置する。
- (4) 国の第3弾の緊急対応策等を踏まえ、令和2年度補正予算の編成を早急に進め、事業継続への支援として、雇用調整助成金や持続化給付金による支援を行うほか、民間金融機関でも無利子融資が受けられる仕組みを急いで構築する。

また、県民一体となった感染防止対策を強化するため、旅館・ホテルや飲食業に対する県民との協働支援を構築するなど、きめ細かな対応を行う。

これらの支援は、迅速に実行することが大事であり、商工団体など関係機関の協力も得ながら、伴走型で支援を行っていく。
- (5) 社会・経済機能を維持するため事業を継続している各事業所に対して、感染拡大防止を徹底するよう、引き続き下記事項を要請する。
  - ① 事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底
  - ② 在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用
  - ③ 事業場の換気等の励行
  - ④ 発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛勧奨
  - ⑤ 出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等

※上記1（1）③における「接客を伴う飲食店等」  
バー、ナイトクラブ、カラオケボックス、ライブハウスなどの遊興施設